

泉佐野市がん患者在宅療養支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、若年者の末期がん患者が、住み慣れた自宅で、最期まで自分らしく安心して日常生活が送れるよう在宅における生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 泉佐野市がん患者在宅療養支援事業（以下「支援事業」という。）は泉佐野市が実施する。

（利用対象者）

第3条 支援事業を利用できる者は、泉佐野市内に住所を有し、40歳未満で医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態（末期）に至ったと判断された在宅生活の支援及び介護が必要な人かつ、他の制度において同等の助成または給付を受けることができない人とする。

（助成の対象となるサービス内容）

第4条 支援事業において提供するサービスは訪問介護を基本とし、その内容は身体介護、生活援助、通院等乗降介助、訪問入浴介護、福祉用具貸与及び福祉用具購入とする。

（申請）

第5条 支援事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、がん患者在宅療養支援事業利用申請書（別紙様式第1号）に、末期がんであることが確認できる書類（別紙様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は利用対象者とする。ただし、申請者の委任があれば代理人が申請を行うことができるものとする。

（決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、がん患者在宅療養支援事業利用決定（却下）をがん患者在宅療養支援事業利用決定（却下）通知書（別紙様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（医師の意見の聴取）

第7条 市長は、必要と認める場合には、支援事業の申請内容について、医師の意見を求めることができる。

（変更等の届出義務）

第8条 申請者は、本事業の利用期間中において、支援事業の利用の決定を受けた利用対象者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（1）住所変更等申請内容に変更が生じたとき。

（2）支援事業を利用する必要がなくなったとき。

(利用の中止又は取り消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の利用を中止し、又は取り消すことができる。

(1) 疾病等により支援事業を行うことが困難であると認められるとき

(2) その他市長が支援事業を利用することについて適当でないと認めたとき

2 市長は、前項の中止又は取り消しをしたときは、申請者に通知するものとする。

(サービス利用)

第10条 利用者は、第4条のサービス利用料（以下「利用料」という。）について、かかった費用の全額を事業者へ支払う。支援事業の助成対象となる利用料については、訪問介護及び福祉用具貸与の合計金額で1月6万円、福祉用具購入は全期間で1回限り10万円を上限額とし、実支払額と比較して少ない額とする。

(利用者負担)

第11条 利用者は、請求毎にかかる利用料の合計額に10分の1を乗じて得た額を負担する。10分の1を乗じて得た額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、生活保護受給世帯については利用者負担を免除する。

(サービス提供事業者への依頼)

第12条 利用者は、自ら訪問介護サービス等を提供する事業者へ依頼するものとする。

(公的負担)

第13条 市長は、第10条のサービスに要した費用のうち、第11条の負担した額を除いた額を負担するものとする。ただし、利用者が生活保護世帯の場合にあって、利用者の負担相当額は市長が負担する。

(助成金の交付申請、支払)

第14条 申請者は、利用者がサービスの利用を終えたときは、サービスを受けていた期間中の自己負担分を除いた利用料をまとめて、がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書（別紙様式第4号）により市長の定める日までに交付申請するものとする。ただし、サービスを受けている期間中であっても、月単位で交付申請することもできるものとする。

2 市長は、申請者から助成金の交付申請があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合に助成金を交付するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。